

令和7年第1回甲良町議会臨時会会議録

令和7年1月29日（水曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第1号 専決処分の報告について
- 第4 議案第1号 令和6年度甲良町一般会計補正予算（第7号）
- 第5 議案第2号 和解につき、議決を求めることについて

◎会議に出席した議員（10名）

1番	福原 守	2番	木村 誠 治
3番	藤居 吉也	4番	山田 光 義
5番	小森 正彦	6番	西川 誠 一
7番	野瀬 欣廣	8番	木村 修 二
9番	西澤 伸 明	10番	丸山 恵 二

◎会議に欠席した議員

なし

◎会議に出席した説明員

町 長	寺本 純 二	教 育 長	青 山 繁
副 町 長	熊谷 裕 二	教 育 次 長	福 原 猛
総 務 課 長	中村 康 之	社会教育課長	大 山 一 弥
企画監理課長	山崎 志保美	建設水道課参事	寺 居 友 彦
建設水道課長	村岸 勉	総務課長補佐	宮 寄 一 海
総務課参事	村田 茂 典		

◎議場に出席した事務局職員

事務局 長	橋本 浩 美	書 記	山 脇 理 恵
-------	--------	-----	---------

(午前 11 時 07 分 開会)

○丸山議長 ただいまの出席議員数は 10 人です。

議員定足数に達していますので、令和 7 年第 1 回甲良町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、2 番 木村誠治議員、3 番 藤居議員を指名します。

日程第 2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日 1 日間と決定しました。

これより、町長の挨拶並びに提案説明を求めます。

町長。

○寺本町長 本日、令和 7 年第 1 回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところご出席いただき、厚く御礼申し上げます。

また、平素は町政全般にわたりまして格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

それでは、提案説明の前に、12 月定例会以降の期間の若干の行政報告をさせていただきます。

まず、本町元職員の懲戒免職処分の取消しを求める裁判については、相手方の上告受理申立てに対し、令和 6 年 12 月 26 日付で最高裁判所が受理しない決定を行ったことにより、町の主張が認められた大阪高等裁判所の判決が確定しました。

また、1 月 14 日から 16 日にかけて、本町と豊郷町で構成する滋賀県 2 町連絡協議会として、県選出国會議員や総務省に対し特別交付税の要望活動を行いました。今回は総務省の財政局長のほか村上総務大臣との面会を行うことができ、地方の小規模団体である本町の財政状況を説明し、特別交付税による措置をお願いさせていただきました。

加えて、私が出席いたしました行事・会議等につきまして報告をいたします。

12月28日から30日まで行われました、甲良町消防団の年末警戒の初日に参加させていただき、各集落での警戒にお礼を申し上げさせていただきました。

また、新年1月12日には、町公民館において開催されました20歳を祝う集いに参加し、お祝いを述べさせていただきました。

また、一部事務組合の会議等も開催され、町長またはその代理として副町長が参加し、その他施策のために必要な会議等にも同様に参加したところです。

では、本日提案させていただきます案件について、その概要を説明申し上げます。

報告第1号は、保健福祉センター火災に伴う爆発により発生した物損に関し、その損害の賠償を町長の専決処分により決定しましたので、その報告となります。

議案第1号は、令和6年度甲良町一般会計補正予算（第7号）で、歳入歳出4,054万6,000円を追加し、補正後の予算総額を45億8,191万5,000円とするものであります。主な内容としては、国の補正予算に伴う給付事業や補助事業となり、加えて必要な行政経費を加算するものであります。

議案第2号は、裁判を進めておりました下水道事業に関する損害賠償請求事件に対し、裁判所の勧めもあり、このたび一定の合意が取れましたことから和解を行いたく、地方自治法第96条第1項第12号により議決を求めるものであります。

以上、簡単ではございますが、本日提出いたしました案件について、その概要を申し上げます。何とぞよろしくご審議いただき、適切な議決を賜るようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○丸山議長 日程第3 報告第1号を議題とします。

報告事項が提出されていますので、報告を求めます。

総務課参事。

○村田総務課参事 それでは、議案書の方をご覧ください。

報告第1号 専決処分の報告についてでございます。

損害賠償の額を定めることについて。

地方自治法180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

令和7年1月29日。

甲良町長、寺本純二。

おめくりください。裏面でございます。専決処分書でございます。

専第5号 地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について別紙のとおり専決処分する。

令和6年12月20日。

甲良町長、寺本純二。

次のページでございます。その専決処分の内容でございます。

損害賠償の額を定めることについて。

財物事故による損害を次のとおり賠償するものとする。

1 相手方は記載のとおりでございます。

2 事故の概要。

令和6年9月8日、午前8時40分頃、甲良町保健福祉センター多目的研修室付近から出火。発生した爆風により1階多目的研修室横小部屋側面のガラスがはじけ飛び、公用車駐車場に停車していた軽トラックの運転席後方部分にガラスが当たり、鉄板の複数箇所がへこむ等の損害が発生したものでございます。

損害賠償額につきましては、金57万6,125円。

以上でございます。

○丸山議長 これをもって報告を終わります。

次に、日程第4 議案第1号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第1号 令和6年度甲良町一般会計補正予算（第7号）。

上記の議案を提出する。

令和7年1月29日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中村総務課長 予算書をお願いいたします。

令和6年度甲良町一般会計補正予算（第7号）でございます。

表紙裏面をお願いいたします。

歳入歳出それぞれ4,054万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億8,191万5,000円とするものでございます。

地方債の補正につきましては、第2表により説明をさせていただきます。

1 ページをお願いいたします。歳入でございます。

補正額のみ読み上げさせていただきます。

14款2項 国庫補助金補正額でございます。3,586万5,000

円、18款2項 基金繰入金568万1,000円、21款1項 町債、減額の100万円。歳入の合計額は4,054万6,000円でございます。

2ページをお願いいたします。

歳出でございます。これも同様に補正額のみを読み上げさせていただきます。

2款1項 総務管理費、補正額でございます。25万9,000円。3款1項 社会福祉費3,074万9,000円。2項 児童福祉費321万8,000円。4款3項 上水道費487万6,000円。6款1項 農業費42万円。7款1項 商工費10万2,000円。10款4項 社会教育費92万2,000円。歳出の合計は歳入合計と同額でございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

地方債の補正でございます。変更でございます。

起債の目的。近江鉄道線輸送安全確保事業でございます。

補正後でございますが、790万円で、100万円の減額でございます。

起債の方法、利率、償還の方法については特に変更はございません。

以上でございます。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

9番 西澤議員。

○西澤議員 全員協議会でも議論になりましたが、爆風によって破損をした部分ですね、原状の回復、そして、とにかく使えるような状態に修理をするという補正。今回、補正のチャンスでしたんですけども、その補正に上げるという作業は検討されたと思いますけども、その現状を聞かせてください。

○丸山議長 総務課長。

○中村総務課長 この7号の補正予算につきましては、保健福祉センターの修繕等については計上しておりません。新年度予算での対応ということで今進めておるというところでございます。

以上です。

○丸山議長 9番 西澤議員。

○西澤議員 本来、補正のチャンスは、事故からは6月、9月、そして12月というようにあったんですけども、その作業の遅れた主な原因、これは議論がありました。その点でも見積りで取って、どのぐらいかかるのかぐらいを議会に概要程度は説明できたのではないかと思うんですけども、その遅れたところは職員の対応が遅れたというぐらいですか。それとも、先ほど説明のあった、大規模修理との関係を精査するというところで遅れたんですか。

○丸山議長 副町長。

○熊谷副町長 先ほど全員協議会でご説明させていただきました。職員にはま

ず何をせんならんのかということで、法定の業務であるとか、健診業務であるとか、そういった業務を優先する中で優先順位をつけながら対応させていただきました。その中で、一定町民さんに一番大切なものは何かというような優先順位の中で、例えば健診業務に必要なものの備品の購入であるとか、そういったものは逐次補正予算の中で計上させていただくことで進めてきたこととございます。そういう意味で言いますと、施設全体を修繕するといったようなことにつきましては、一定優先順位は落ちたような中での進めで、今、総務課長が説明しましたように、令和7年度での施工といったようなことに向けて、今検討を進めておるといったようなこととございます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

9番 西澤議員。

○西澤議員 この今回の補正予算は賛成させていただきますが、元々6月の時点、それから9月の時点、そして12月の直近でもこの早く使えるようにする、そういう範囲で小規模であっても、それから応急措置であっても、修理をするというのが現状だし、それから、どのぐらい費用がかかるんかという見積りの引出しを作業していくべきだったというように思いますし、そういうことを事業の中身で優先順位といいますけども、原状回復で使えるようにするのも選択肢の最優先で考えてもらおうということも大事ななというふうに思います。原因の解明がされていないというのでずっと延びてきたわけですけども、その辺の区切りもつけて、やってほしかったという意見を述べさせてもらって、賛成討論とします。

○丸山議長 すみません。9番 西澤議員。

爆発の事故があった日が9月の8日なので、6月だけちょっと取消しをお願いしたいと思います。すみません、もう一度6月だけ消してください。

○西澤議員 6月議会と言いましたけども、私の勘違いですので、9月議会、そして12月議会ということに訂正をさせていただきます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第1号は可決されました。

日程第5 議案第2号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第2号 和解につき、議決を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和7年1月29日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課長。

○村岸建設水道課長 それでは、議案書1ページをお願いいたします。議案第2号 和解につき、議決を求めることについて。

地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

事件名といたしましては、令和6年（ハ）第51号損害賠償請求事件でございます。

当事者について。原告、被告については記載のとおりでございます。

和解の内容でございます。被告は原告に対し本件解決金として金8万円（既納付である下水道負担金のうちの半額分である）の支払い義務があることを認める。

被告は原告に対し前項の金員を令和7年3月31日限り、原告が指定する下記の金融機関口座に振り込んで支払う。なお、振込手数料は被告の負担とする。口座については記載のとおりです。

原告はその余りの請求を放棄する。

原告と被告は、本件に関し和解条項に定めるほか、原告と被告の間には何らの債権債務がないことを相互に確認する。

訴訟費用は各自の負担とするという内容でございます。

正式の文面については次ページの和解条項案のとおりでございます。

どうかよろしくお願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第2号は可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

最後に、町長の挨拶があります。

町長。

○寺本町長 令和7年第1回臨時会の閉会にあたりまして、御礼を兼ねまして一言ご挨拶申し上げます。

本臨時会におきまして、補正予算、和解についての議決を賜り、厚く御礼申し上げます。

今期臨時会におきまして、議員各位からいただきましたご意見につきましては十分留意し、今後の町政運営にあたってまいります。

議員の皆様にはくれぐれも健康にご留意いただき、町政へのご指導、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○丸山議長 これをもって、令和7年第1回甲良町議会臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

(午前11時25分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 丸 山 恵 二

署 名 議 員 木 村 誠 治

署 名 議 員 藤 居 吉 也